

第2章 市全域の基準について

次のような屋外広告物は、市内全域において掲出できません。

1 禁止広告物

次の項目に該当する屋外広告物は、掲出することができません。

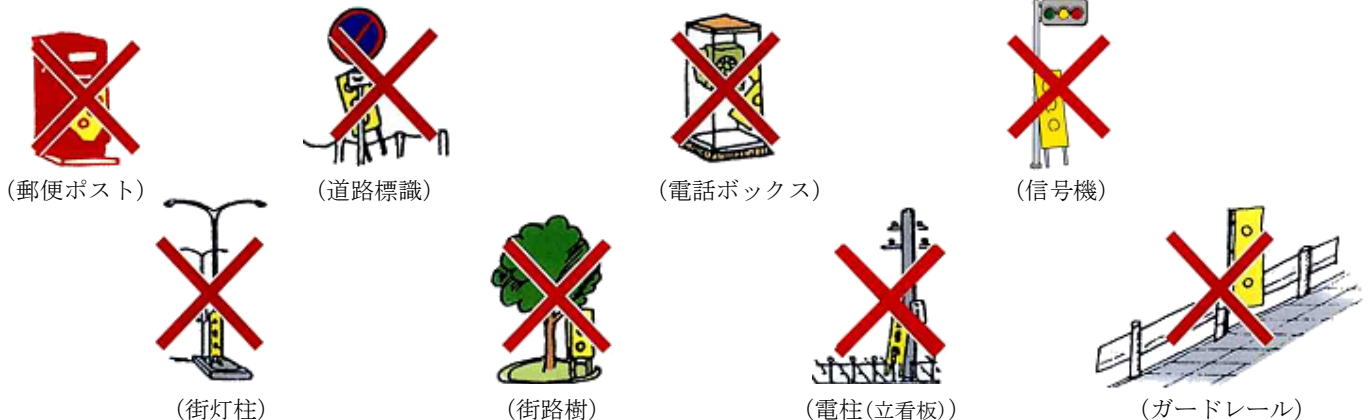
1. 著しく汚染し、退色し、または塗料等の剥離したもの
2. 著しく破損し、または老朽したもの
3. 倒壊または落下のおそれがあるもの
4. 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



2 禁止物件

次の項目に該当する物件には、屋外広告物を掲出することはできません。

公共構造物	橋、トンネル、高架構造物など
道路関係	道路の路面、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール、デリネーター等）、駒止の類、里程標の類、街路樹、路傍樹など
文化的物件	彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など
公共的物件	公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火水槽およびその火災報知器、送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類



※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は掲出可能ですが、はり紙、はり札、立看板、広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。